

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局 ※監査時は市民局所属	(26年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (5) 仙台市体育館</p> <p>【指摘 13】（滞納者に対する施設使用許可について）</p> <p>市は、滞納がある使用申込者の使用を拒む規定がないことから、使用の差止めを指定管理者に指示しておらず、結果として、滞納している場合であっても新たな使用の制限は行われていない。しかし、利用者が使用料を支払うべきことは条例に規定しているところであり、支払わないことは条例に反するものである。さらに、使用料が滞納状態のまま、次の使用を無条件に認めてしまうことについては、規定どおりに使用料を支払っている市民に比べ公平性に欠けた扱いとなる。</p> <p>また、市の他の施設についても使用料を滞納している利用者がいる。他の施設に滞納があるが、当該施設に滞納がないことから使用を許可するといった事についても検討が必要である。市は、(他の施設を含む)使用料の滞納がある場合の使用許可については、滞納を解消してから認めることにすべきである。</p>	<p>仙台市体育館等の文化観光局所管のスポーツ施設については、平成 29 年 4 月 1 日から債権管理条例が施行されたことに伴い、債権管理業務フローを作成し、これに基づき、施設の使用料を支払っていない利用者に対しては、滞納分の支払いを求めるとともに、支払いに応じない利用者については、施設利用者間の公平性を確保するために、市民利用施設予約システムが提供するサービスの利用を停止し、システム運用対象施設の使用を認めないこととした。</p>	